

第2回甲府市保健所設置検討委員会後における意見と対応方針 資料①-2

番号	意見・質問等	対応方針
1	<p>食品営業許可施設の監視・指導は、食品の規格基準に適合しているかの収去検査や衛生管理が十分になされているかなどの確認のための細菌ふき取り検査を実施する場合がある。</p> <p>そのための検査施設をどのような体制(市で整備、又は他機関に委託)とするのか伺いたい。</p>	<p>県で行っている検査については、最低限行っていく予定です。施設・整備等については、県と協議し検討してまいります。</p>
2	<p>市の保健所であるがゆえに、県との緊密な連携は外せないと思う。</p> <p>甲府市保健所設置基本構想(素案)の13頁(1)(仮称)甲府市総合健康支援センターの設置あたりに、「県とも緊密な連携を図りながら」という文言を入れたらどうか。</p>	<p>ご意見をもとに素案を修正いたします。</p>
3	<p>市民の健康全般を支援するセンターとして、センター長は重責を担うことになる。</p> <p>特に、健康危機管理や医療機関の監視など医療の側面も重要になっており、予防から治療までの包括的医療の視点での運営が重要である。</p> <p>よって、予防、医療を包括した健康支援の観点から、保健所長とセンター長は兼務が望ましい。</p>	<p>ご意見を参考に、今後、慎重に検討してまいります。</p>